

承認案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年9月8日提出

天理市長 並 河 健

専決第8号

専 決 処 分 書

共同住宅の特別な場合として給水装置から分水を受けている各居住者それぞれを水道の利用者とみなして料金を徴収する場合、子メーター口径に応じた分担金等を徴収することとしているが、その費用負担を求めるに当たり、相手方をより明確にし、関係規定の明瞭化等を図るため、天理市水道事業給水条例（平成9年12月天理市条例第37号）の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年8月3日

天理市長 並 河 健

天理市水道事業給水条例の一部を改正する条例

天理市水道事業給水条例（平成9年12月天理市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「所有者」の次に「又は管理人」を加え、同条第2項中「すべて」を「全て」に改め、「満たしている共同住宅の」の次に「給水装置を新設しようとする者又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第29条第3項中「所有者」の次に「又は管理人」を加える。

第34条第2項中「前項」を「第23条第2項の規定により管理者の承認を受けた者は、前項」に、「額は」を「額を」に改め、同条第4項中「管理者は、」を削り、「共同住宅が」を「共同住宅において」に、「場合において、子メーターそれぞれを給水装置の新設工事を行って設置するメーターとみなして算出した」を「者は、既納されている」に、「既納されている」を「子メーターそれぞれを給水装置の新設工事を行って設置するメーターとみなして算出した」に、「当該共同住宅の給水装置の所有者から徴収する」を「管理者が指定した期日までに納入しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。